

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第 70 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により申請のあった特定講習の一部廃止について許可をしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年4月11日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

指定講習機関の名称及び住所	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
春日部自動車教習所 春日部市小淵2095番地	普通免許に係る初心運転者講習	令和7年3月31日